八十一　単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染迅速診断（リアルタイムＰＣＲ法）
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら皮膚科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　皮膚科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　皮膚科を標榜していること。
②　臨床検査技師が配置されていること。
③　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　当該療養について症例を実施していること。

八十二　網膜芽細胞腫の遺伝子診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫の患者の血族に係るもの
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　眼科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　眼科及び小児科を標榜していること。
②　臨床遺伝専門医が配置されていること。
③　臨床検査技師が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑧　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑨　当該療養について症例を実施していること。
⑩　届出月から起算して一年が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

八十三　胸腔鏡下動脈管開存症手術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
動脈管開存症（最大径が十ミリメートル以下であって、石灰化、感染又は瘤化していない動脈管に係るものに限る。）
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　心臓血管外科専門医であること。
③　当該療養について二年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　心臓血管外科、麻酔科及び小児科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　臨床工学技士が配置されていること。
④　病床を百床以上有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について五例以上の症例を実施していること。
⑪　届出月から起算して一年が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

八十四　腹腔鏡下スリーブ状胃切除術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
ＢＭＩ（患者の体重をキログラムで表した数値をその者の身長をメートルで表した数値を二乗で除して得た数値をいう。）が三十五以上の肥満症
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら消化器外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　消化器外科専門医であること。
③　当該療養について二年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　消化器外科、麻酔科及び内科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　内科において、医師が配置されていること。
④　臨床工学技士が配置されていること。
⑤　管理栄養士が配置されていること。
⑥　病床を二十床以上有していること。
⑦　当直体制が整備されていること。
⑧　緊急手術体制が整備されていること。
⑨　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑩　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑪　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑫　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑬　当該療養について五例以上の症例を実施していること。
⑭　届出後当該療養を十例実施するまでの間は、症例ごとに、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。